

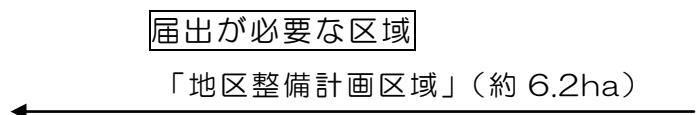
2. 届出について

(1) 地区計画の届出とは

地区計画の区域における届出・勧告制度は、建築行為や土地の区画形質の変更などが、地区計画に沿って行われるように規制・誘導していくための手段です。(都市計画法第 58 条の 2)

(2) 届出が必要な区域

届出が必要な区域は、「地区整備計画が定められている区域(約 6.2ha)」に限られています。従って「地区計画区域内」であっても「地区整備計画区域外」である場合は、届出の必要はありません。



(3) 届出の必要な行為

忠岡町中心市街地地区地区計画の地区整備計画区域内で届出を必要とする行為は次の行為です。なお、詳しくは建設課にてご確認下さい。

- ① 土地の区画形質の変更(切土・盛土、道路・宅地の造成など)
- ② 建築物の建築又は工作物の建設(かき又は柵を含む)
- ③ 建築物等の用途の変更
- ④ 建築物等の形態又は意匠の変更

(4) 届出を行う時期

行為の届出につきましては、上記の行為に着手する日の 30 日前までに、当該地区計画の内容に即して、所定の届出書（別紙様式 1）に必要な事項をご記入の上、届出を行って下さい。（正副各 1 部必要です。）

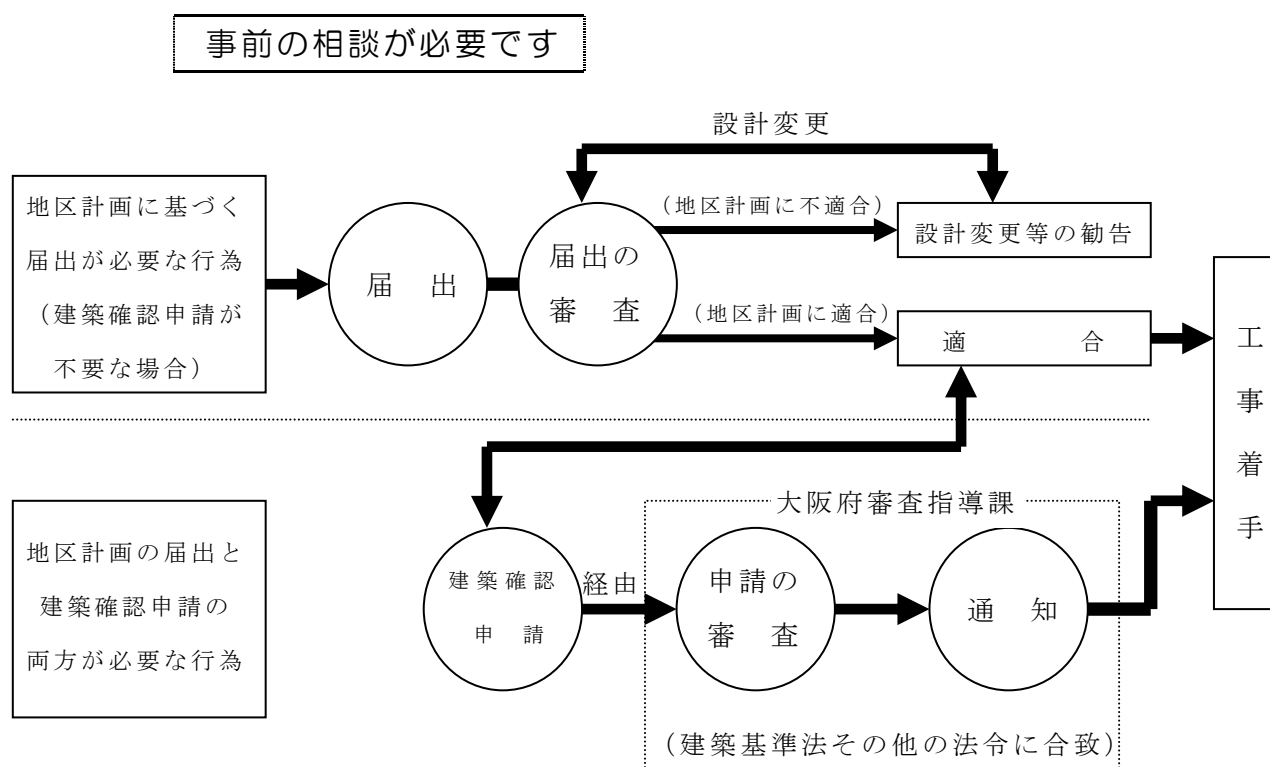
その際、後述の「4. 届出に必要な添付書類」の項をご参照の上、行為の書類に応じた図書を添付してご提出下さい。

なお、届出書をご入用の際は、建設課窓口までお越し下さい。

(5) 届出の内容を変更される時

当初の届出について通知を行った後、設計又は施行方法の変更をされる場合は、その行為に着手する日の 30 日前までに、所定の届出書（別紙様式 2）に行為の種類に応じた図書を添付の上、ご提出下さい。（当初の届出をご参考に届出を行って下さい。）

(6) 届出から工事着工まで



(7) 届出先

忠岡町事業部建設課 TEL 0725-22-1122 (代表)